

医療機関の皆様へ

国の公費負担医療制度等の 優先使用にご協力ください

～福祉医療費助成制度の適正な運用について～

【目 次】

本書の作成にあたり	1
福祉医療費助成制度の概要	
○福祉医療費助成制度の目的	2
○福祉医療費助成制度の対象者	2
○だれが実施しているのか？	2
○資格を取得するには？	3
○助成の対象となる医療は？	3
国の公費負担医療制度等の優先使用の必要性	
○国の公費負担医療制度等の優先使用が必要な理由	3
○患者さんのメリット	4
医療機関の皆様へご協力をお願いしたいポイント	5
国の公費負担医療制度等の種類・申請窓口等一覧	7
お問い合わせ先	9

平成27年4月作成
(平成30年4月改訂)
(令和 3年4月改訂)

～本書の作成にあたり～

医療機関の皆様におかれましては、日頃より福祉医療費助成制度の円滑な運営に、ご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

福祉医療費助成制度（重度障がい者、ひとり親家庭及び乳幼児医療費助成制度）は、福祉的配慮が必要な方々に対して医療を受けやすい環境を提供できるよう、市町村の条例・規則などに基づき府と市町村の財源（地方自治体の財源）だけで行っている地方単独の事業です。

一方、国においては、人工透析療養を受けている方の申請に基づいて「特定疾病療養受療証」を発行し、医療機関窓口での患者負担の軽減を行うといった保険上の制度のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく身体障がい者に対する更生医療や、難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病医療法」という。）に基づく医療など、患者さんの疾病等に応じた多岐にわたる公費負担医療制度等があります。

国や地方自治体が実施する公費負担医療制度等が多数あることから、医療機関窓口での患者さんの資格確認や、診療報酬請求の際など、国の公費負担医療制度等と市町村が実施する福祉医療費助成制度を法律や条例に基づいて適切に行うことが一層求められます。

そして、この運用を適切に行うことは、ひいては障がい者等の福祉的配慮が必要な方々への福祉医療費助成制度の継続的かつ安定的な運営に資するものとなります。

そのため、福祉医療費助成制度の運用の実態を把握することを目的に、平成22年7月に大阪府医師会に協力をいただき、大阪府内の医科病院・診療所2,000機関を対象にアンケート調査を実施（回答1,306件）したところ、福祉医療費助成制度は国の公費負担医療制度等が優先する制度であることを知らなかった医療機関が3割程度あったことや、福祉医療費助成制度のみ適用して国の公費負担に係る請求が適切にされていない医療機関が1割程度あったこと、及び大半の医療機関の方は現状の広報・周知が不十分と感じておられることなど、福祉医療費助成制度について十分ご理解いただけていない患者さんや医療機関があることを改めて知ることができました。広報・周知がまだまだ十分でないという現状を認識し、また反省もしているところです。

福祉医療費助成制度が適正に運用（下記「イメージ図」のとおり）されるためには、行政の取組みだけでなく、福祉医療費助成を受ける患者さんが積極的に制度へ参加する意識を持っていただくことや、医療機関の方々のご理解とご協力が、是非とも必要と考えております。

このことから今般、福祉医療費助成制度の概要や国の公費負担医療制度等が優先されること等を解説したパンフレットを作成いたしました。

医療機関の皆様におかれましては、受付窓口での対応や診療報酬請求などに本パンフレットを活用いただければ幸いです。今後とも福祉医療費助成制度の適正運用にご協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

国の公費負担医療制度等と福祉医療費助成制度を併用した負担のイメージ

保 険 給 付	国の公費 負担医療 制度の給付	福祉医療 費助成の 給 付
患者負担500円以内/日		

福祉医療費助成制度の目的

福祉医療費助成制度は、障がい者やひとり親家庭など、福祉的配慮が必要な方々の医療費の自己負担額の一部を助成して経済的負担を軽減することで、健康の保持や福祉の増進を図ることを目的に実施しています。

また、この制度は現在、重度の障がい者の方などを対象とした「重度障がい者医療費助成制度」、ひとり親家庭の方を対象とした「ひとり親家庭医療費助成制度」及び、乳幼児を対象とした「乳幼児医療費助成制度」の3種類があります。

福祉医療費助成制度の対象者

福祉医療費助成制度は、大阪府内各市町村にお住まいの国民健康保険や社会保険などの被保険者であって、次の要件に該当する一定所得額以内の方が対象になります。

福祉医療費助成制度の基本的要件(市町村への府補助基準)

種類	法別番号	要件
重度障がい者医療費助成制度	80	<ul style="list-style-type: none">・ 1級または2級の身体障がい者手帳所持者・ 重度の知的障がい者・ 中度の知的障がい者で身体障がい者手帳所持者・ 1級の精神障がい者保健福祉手帳所持者・ 特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で障がい年金1級または特別児童扶養手当1級該当者
ひとり親家庭医療費助成制度	82	<ul style="list-style-type: none">・ ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子・ 上記の子を監護する父又は母・ 上記の子を養育する養育者・ 裁判所から配偶者暴力等（DV）に関する保護命令が出されたDV被害者
乳幼児医療費助成制度	86	0～6歳（小学校就学前）の乳幼児

※上記の要件のほか、各医療に応じた所得の制限が設けられている

なお、上記の要件以上の方へも対象者を広げた行政サービス（例えば、乳幼児医療費助成制度の対象年齢を中学校卒業年度末までに拡大など）を独自に展開している市町村もあります。

だれが実施しているのか？

福祉医療費助成制度は、市町村の条例・規則などに基づいて、市町村が主体となって実施しています。

大阪府は、この制度を実施する市町村に補助金を交付して財政面から支えており、いわばこの制度は、大阪府と市町村が共同で実施しているものです。

また、この制度の実施については、国から補助金などを得ることなく、大阪府と市町村の財源のみで実施されている地方単独の事業であり、言い換えると、大阪府民の税金だけで支えていただいている制度ということです。

資格を取得するには？

福祉医療費助成制度の資格取得を希望する場合、患者さんご自身の住んでおられる市（区）町村の福祉医療費助成担当課へ申請いただく必要があります。

なお、申請については、市（区）町村での審査を踏まえ、要件や所得条件などに合致すると認められる方には、市町村長名の福祉医療費助成制度にかかる医療証が交付されます。

助成の対象となる医療は？

国が実施する公費負担医療制度等は、人工透析療養や難病の治療など、特定の疾病に対する医療に限定して実施している場合が多いですが、福祉医療費助成制度は特定の疾病に対する医療に限定しておらず、次の市町村条例・規則等で定めている範囲で、患者さんが負担すべき額から一部自己負担額を除いた額を助成する制度となっており、患者さんにとっては利便性が高い制度です。

【参考】市町村の福祉医療費助成に関する条例（例）

第〇条（助成の範囲）

対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合（食事療養又は生活療養に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。

そのため、同条第2項第1号では次のようにも定めており、国の公費負担医療制度等によって給付を受けることができる場合は、その額について福祉医療費助成制度の助成は行わないことを定めています。

第〇条（助成の範囲）

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限度において助成を行わない。
- 一 対象者の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるとき。

福祉医療費助成制度は、患者さんにとって利便性の高い制度ですが、利便性向上を目的とした制度ではありません。あくまで、患者さんの経済的負担を軽減することによって医療を受けやすい環境を提供し、福祉的配慮が必要な方々の健康の保持等を図ることが目的です。

当然、福祉的配慮が必要な方々を対象とした制度のため、利便性に配慮すべき点ではありますが、この制度は国の制度と比べ、府と市町村だけの財源で実施されている地方単独事業であるため、この制度を患者さんに継続的・安定的に使用いただくには、患者さんが国の公費負担医療制度等の資格をお持ちであるなら、まず、国の公費負担医療制度等を優先して使用したうえでこの制度を使用するといった適正な運用が必要なのです。

国の公費負担医療制度等の優先使用が必要な理由

重複しますが、福祉医療費助成制度は、国の補助金などを受けずに実施している、大阪府民の税金だけで支えていただいている制度です。

そのため、この制度を適正に運用（国の公費負担医療制度等の優先使用）しなければ、次の例のように、本来は、国全体で支えるべき負担まで、大阪府の皆さんだけで支えることになってしまいます。

例

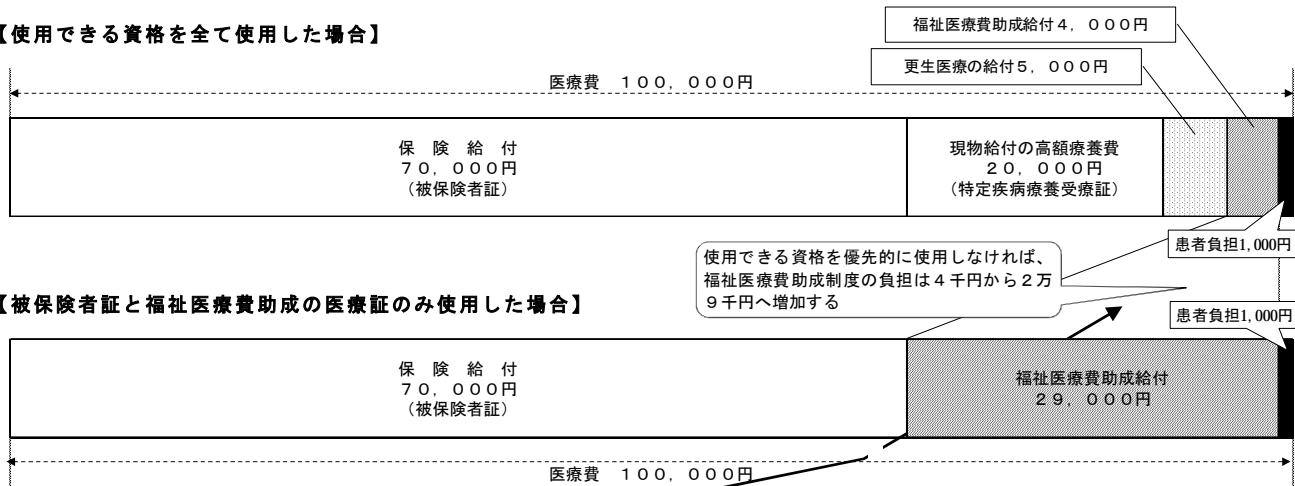
(状況)

- ・医療費10万円（全て人工透析療法にかかるもの）
- ・医療費は通院（2日）医療によるもの

(使用できる資格)

- ・被保険者証（自己負担3割）
- ・特定疾病療養受療証（負担上限額10,000円）
- ・更生医療の受給者証（負担上限額 5,000円）
- ・福祉医療費助成の医療証（500円以内/日）

【使用できる資格を全て使用した場合】



本来、国全体で負担すべきものまで
府民だけで負担していることになる！

患者さんのメリット

福祉医療費助成制度は、1つの医療機関あたり、入院・入院外とも1日につき各500円を限度に負担いただくことで受診することができる制度のため、患者さんが国の公費負担医療制度等の受給資格を取得し、それを使用することで、次の例1・例2のようなメリットが生じることがあります。

例1

(状況)

初日の医療費 50,000円
2日日以降の医療費 20,000円
医療費は通院医療で、全て人工透析療養にかかるものであった

(医療機関窓口に提出した資格証)

- ・被保険者証（自己負担3割）
- ・特定疾病療養受療証（負担上限額10,000円）
- ・更生医療の受給者証（負担上限額 2,500円）
- ・福祉医療費助成の医療証（500円以内/日）

初日の患者さんの窓口負担額

保険給付	35,000円	(50,000円×7割)
現物支給の高額療養費	5,000円	(15,000円-10,000円)
更生医療の給付額	7,500円	(10,000円-2,500円)
福祉医療費助成の給付額	2,000円	(2,500円-500円)
患者さんの窓口負担額	<u>500円</u>	

2日目の患者さんの窓口負担額

保険給付	14,000円	(20,000円×7割)
現物支給の高額療養費	6,000円	(初日に上限まで負担)
更生医療の給付額	0円	(初日に上限まで負担)
福祉医療費助成の給付額	0円	(助成すべき患者負担がない)
患者さんの窓口負担額	<u>0円</u>	

特定疾病療養受療証や更生医療の受給者証を使用したことで2日目の患者さんの窓口負担額が「0円」となる

例 2

(状況) (医療機関窓口にて提出した資格証)
初日の医療費 13,000円 ・被保険者証(自己負担3割)
2日目以降の医療費 5,000円 ・特定医療費(指定難病)受給者証(負担上限額 2,500円)
医療費は通院医療で、全て指定難病にか ・福祉医療費助成の医療証(500円以内/日)
かるものであった

初日の患者さんの窓口負担額

保険給付	9,100円	(13,000円×7割)
指定難病の給付額	1,400円	(13,000円×1割+上限超過分)
福祉医療費助成の給付額	2,000円	(2,500円-500円)
患者さんの窓口負担額	<u>500円</u>	

2日目の患者さんの窓口負担額

保険給付	3,500円	(5,000円×7割)
指定難病の給付額	1,500円	(初日に上限まで負担)
福祉医療費助成の給付額	0円	(助成すべき患者負担がない)
患者さんの窓口負担額	<u>0円</u>	

特定医療費(指定難病)受給者証を使用したことで2日目の患者さんの窓口負担額が「0円」となる

例1・例2を簡単に説明すると、福祉医療費助成制度のみ使用すれば、患者さんは、1,000円(500円×2日)を負担しなければならないが、国の公費負担医療制度等を優先使用することで、2日目の負担がなくなるため、結果的に患者さんは500円の負担ですむ場合があります。

《ご注意下さい!!》

国の公費負担医療制度等を優先使用すれば、必ず患者さんの窓口負担が1,000円から500円になるということではありません。(その時の医療の内容、医療費の額、患者さんの所得状況に応じた国の公費負担医療制度等の負担ルールなどの組み合わせの結果、**例1や例2のような場合が生じることがある**ということです。1日目で国の公費負担医療制度等の自己負担額まで達した場合は、2日目の自己負担そのものが発生しませんので、福祉医療費助成制度の助成もありません。)

医療機関の皆様へご協力をお願いしたいポイント

福祉的配慮が必要な方々のため、福祉医療費助成制度を継続的・安定的に運用していくことは重要であり、この制度を継続的・安定的に運用していくには、この制度をより適正に運用する必要があります。

それには、大阪府や市町村の適正運用に向けた取組みや、患者さんに積極的に制度参加の必要性をご理解いただくこと、そして医療機関の皆様にご取組みをご理解いただき、適正運用に向けたご協力をいただかなければ実現はできません。

医療機関の皆様には、お手数をおかけしますが、この取組みの趣旨をご理解いただき、福祉医療費助成制度の適正運用(公費負担優先順位適正化)に向けた次の4つのポイントについてご協力をお願いいたします。

～医療機関の皆様へ4つのポイントにご協力をお願いします～

- ☆ ポイント1 診療報酬の請求は.....
- ☆ ポイント2 院外処方箋などの.....
- ☆ ポイント3 その他.....



～ポイント1～

診療報酬請求は国の公費負担医療制度等を優先使用して請求してください

患者さんが、国の公費負担医療制度等の対象となる医療（例えば人工透析療養や難病医療法に該当する難病にかかる医療など）を受診した場合は、国の公費負担医療制度の受給者負担を確認し、国の公費負担医療制度等を“第1公費”としたうえで、福祉医療費助成制度を“第2公費”として請求してください。（福祉医療費助成制度のみを適用すれば良いということではありません。）

《参考》

○国の公費負担医療制度等の種類について

7ページをご覧ください。

～ポイント2～

院外処方箋などの必要事項の記載等にも注意をお願いします

国の公費負担医療制度等の対象となる医療（例えば人工透析療養や難病医療法に該当する難病にかかる医療など）にかかる薬剤について、院外処方箋を発行する場合、院外処方箋への国の公費負担医療制度の公費負担番号等や、障害者総合支援法に基づく更生医療などの自己負担上限管理票への患者さんの窓口費用徴収額などの記載も忘れずをお願いします。

～ポイント3～

その他（公費負担優先順位適正化にともなって）

福祉医療費助成制度の適正運用（公費負担優先順位適正化）に向けた取組みを進めることで、今後、患者さんから、国の公費負担医療制度の受給者証等の資格取得のための証明書類（例えば「診断書」や「意見書」など）を求められることがあると予測されます。

医療機関の皆様には、お手数をおかけしますが、この取組みの趣旨をご理解いただき、公費負担優先順位適正化の取組みにご協力をお願いします。

《参考》

○国の公費負担医療制度等の種類について

7ページをご覧ください。

国の公費負担医療制度等の種類・申請窓口等一覧

平成31年3月現在

法別番号	国の公費負担医療制度等の種類	国の公費負担医療制度等の概要		
		対象者の概要	対象医療の概要	対象医療にかかる患者負担額
—	限度額適用認定証（現物高額）の制度	保険制度に加入している被保険者	入院医療及び在宅算定のされる医療などの場合	高額療養費の自己負担上限額
—	特定疾病療養（現物高額）の制度	人工透析、血漿分画製剤投与者（第8、9因子障がい）、血液製剤投与に起因するHIVの治療を受けている者	人工透析、血漿分画製剤投与の血友病、血液製剤投与に起因するHIV	保険制度の自己負担額（所得に応じた負担上限（例：一般・下位10,000円/月など）あり）
10	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による適正医療	結核患者（一般の患者）	法に定める結核医療	5%
11	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核等感染症患者の入院医療	結核患者（就業制限や入院勧告を受けた患者）	入院勧告等が実施された場合に法に定める結核医療	なし（一定所得者は月20,000円を上限に負担あり）
13	戦傷病者特別援護法による療養の給付	戦傷病者	戦傷病者の公務上の傷病及びこれと医学的因果関係のある傷病	なし
15	障害者総合支援法による更生医療	18歳以上の身体障がい者手帳の交付を受けた者で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者	関節拘縮に対する人工関節置換術、腎臓機能障がいに対する腎移植・人工透析など	1割負担（所得に応じた負担上限（例：低所得1:2,500円/月、低所得2:5,000円/月など）あり）
16	障害者総合支援法による育成医療	18歳未満の身体障がい者又は疾病を放置すれば将来に身体障がいを残すと認められる者（確実な治療効果が期待できる者）	視覚障がい、肢体不自由等の原因疾患等に対する医療	1割負担（所得に応じた負担上限（例：低所得1:2,500円/月、低所得2:5,000円/月など）あり）
19	被爆者の一般疾病に対する医療の給付	被爆者	C1・C2の虫歯や遺伝性疾患等一部を除く疾病・傷病	なし
21	障害者総合支援法による精神通院医療	統合失調症・知的障がい・てんかん等を有する者で通院による精神医療を継続的に要する程度の病状の者	統合失調症・知的障がい・てんかん等の通院による精神医療	1割負担（所得に応じた負担上限（例：低所得1:2,500円/月、低所得2:5,000円/月など）あり）
23	母子保健法による未熟児養育医療	医師が入院養育（出生体重が2,000g以下・生活力が特に薄弱で基準に定める症状のある者など）が必要と認める未熟児	入院医療	保険制度の自己負担額（所得に応じた基準月額（例：B階層2,600円/月、D4階層34,800円/月など）を上限）
38	肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付	B・C型肝炎ウイルス除去のインターフェロン治療受診者、B型慢性肝炎に対する核酸アナログ製剤治療受診者のうち認定基準を満たす者	インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療及びこれらの治療に係る検査等	保険制度の自己負担額（市町村民税所得割に応じた負担上限（例：乙階層10,000円/月など）あり）
51	特定疾患治療研究事業に係る特定疾患医療費	厚生労働省が指定する疾患に罹患している者のうち、同省が定める認定基準を満たす者	厚生労働省が指定する疾患にかかる医療	なし
	先天性血液凝固因子障害等医療費援助事業に係る医療費	先天性血液凝固因子欠乏症患者（第1、2、5、7、8、9、10、11、12、13因子、VonWillebrand病）、血液製剤投与に起因するHIV患者	先天性血液凝固因子欠乏症患者、血液製剤投与に起因するHIVにかかる医療	なし
	水俣病総合対策医療事業及び水俣病認定申請者治療研究事業などによる水俣病医療	水俣病患者（熊本県、鹿児島県、新潟県のメチル水銀汚染に起因する水俣病）	出産、歯科等を除く全ての疾病・傷病	なし
52	小児慢性特定疾病医療支援事業	18歳未満の児童で「厚生労働大臣が定める慢性疾病及び当該疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度」に該当する者。	厚生労働大臣が定める疾病にかかる医療	2割負担（所得に応じた限度額（例：一般所得Iで5,000円/月など）あり）
54	難病医療法に係る特定医療費（指定難病）	指定難病に罹患している方（厚生労働大臣が定める診断基準を満たす者）	難病医療法に規定する指定難病にかかる医療	2割負担（所得に応じた限度額（例：一般所得Iで10,000円/月など）あり）
66	石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の公費負担	労働災害対象外の石綿健康被害者	石綿による中皮腫、肺がん及びこれらに付随する疾病（※医師が認める疾病）	なし
—	公害医療	著しい大気汚染等による健康被害者	慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫及びこれらの続発症	なし
—	学校保健安全法による医療費援助	小中学校、特別支援学校の小学部、中学部に通う要保護者・準要保護者で学校保健安全法施行令で定める疾病に罹っている者	トラウマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アトピー、う歯、寄生虫病	なし

※上記は国が実施する公費負担医療制度等の一部で、他にも国の公費負担医療制度等がある

法別号	認定者の証明物	医療費の請求方法	受給者証などの申請窓口	備考
—	限度額適用認定証	診療報酬請求書 及び 診療報酬明細書 で請求	患者さんが加入する保険者	
—	特定疾病療養受療証		患者さんが加入する保険者	
10	患者票		患者さんの居住地を管轄する保健所	大阪府知事、政令・中核市長などが指定した「指定医療機関」で取扱い
11	入院勧告書		患者さんの居住地を管轄する保健所	大阪府知事、政令・中核市長などが指定した「指定医療機関」で取扱い
13	療養券		大阪府福祉部地域福祉推進室社会援護課 (TEL 06-6941-0351)	厚生労働大臣が指定する「指定医療機関」で取扱い
15	自立支援医療受給者証（更生医療）及び自己負担上限額管理票		患者さんお住まいの市町村の更生医療担当課	大阪府知事、政令・中核市長が指定した「指定医療機関」で取扱い
16	自立支援医療受給者証（育成医療）及び自己負担上限額管理票		患者さんの居住地を管轄する保健所	大阪府知事、政令・中核市長が指定した「指定医療機関」で取扱い
19	被爆者健康手帳		患者さんの居住地を管轄する保健所	大阪府知事が指定した「一般疾病医療機関」で取扱い
21	自立支援医療受給者証（精神通院医療）及び自己負担上限額管理票		患者さんお住まいの市町村の精神通院医療担当課	大阪府知事、政令市長が指定した「指定医療機関」で取扱い
23	養育医療券		患者さんの居住地を管轄する保健所	大阪府知事、政令・中核市長が指定した「指定養育医療機関」で取扱い
38	肝炎インフルエンザ治療受給者証又は肝炎核酸アッセイ製剤治療受給者証		患者さんの居住地を管轄する保健所	大阪府知事との「契約医療機関」で取扱い
51	特定疾患医療受給者証		患者さんの居住地を管轄する保健所	大阪府知事との「契約医療機関」で取扱い
	先天性血液凝固因子障害等医療受給者証		大阪府健康医療部保健医療室地域保健課 (TEL 06-6941-0351)	大阪府知事との「契約医療機関」で取扱い
	医療手帳、水俣病被害者手帳および水俣病認定申請者医療手帳（水俣病要観察者等医療手帳）		熊本県環境生活部水俣病保健課 (TEL 096-383-1111) 鹿児島県環境林務部環境林務課 (TEL 099-286-2111) 新潟県福祉保健部生活衛生課 (TEL 025-285-5511) 新潟市保健衛生部保健衛生総務課 (TEL 025-228-1000)	
52	小児慢性特定疾病医療受給者証		患者さんの居住地を管轄する保健所	大阪府知事、政令・中核市長が指定した指定医療機関に限定
54	特定医療費（指定難病）受給者証	患者さんの居住地を管轄する保健所	大阪府知事が指定した指定医療機関に限定	
66	医療手帳	独立行政法人環境再生保全機構 (TEL 044-520-9501)		
—	公害医療手帳	市町村の設置様式により請求	大阪市、豊中市、守口市、吹田市、堺市、東大阪市、八尾市の公害担当課	公害診療辞退機関を除く保険医療機関で取扱い
—	医療券（学校医療券）	大阪府又は市町村の設置様式により請求	大阪府立の支援学校は同支援学校 市町村立の小中学校は市町村教育委員会にお問い合わせください	

※上記は国が実施する公費負担医療制度等の一部で、他にも国の公費負担医療制度等がある

福祉医療費助成制度や制度の取扱いについてのお問い合わせ先

福祉医療費助成制度についてのお問い合わせは

大阪府福祉部
〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目

(重度障がい者医療)
障がい福祉室地域生活支援課地域サービス支援グループ
TEL 06-6944-6683 (直通)

(ひとり親家庭医療、乳幼児医療担当)
子ども室子育て支援課企画調整グループ
TEL 06-6944-6677 (直通)

福祉医療費助成制度の取扱いについてのお問い合わせは

各市(区)町村の福祉医療費助成担当課

診療報酬明細書(レセプト)の記載についてのお問い合わせ先

国民健康保険・後期高齢者医療制度にかかる請求についてのお問い合わせ先

〒540-0028 大阪府中央区常盤町1丁目3番8号
大阪府国民健康保険団体連合会
TEL 06-6949-5309
大阪府国民健康保険団体連合会のホームページ

上記以外の医療保険(社保)についてのお問い合わせ先

〒530-8327 大阪府北区鶴野町2番12号
社会保険診療報酬支払基金大阪支部
TEL 06-6375-2321
社会保険診療報酬支払基金大阪支部のホームページ



大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課
〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目

TEL 06-6944-6683